

# 島根県農地中間管理事業 の推進に関する基本方針

令和5年 4月  
島 根 県

## I 趣旨

島根県農地中間管理事業の推進に関する基本方針は、農業経営の規模拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化を図るため、「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）」（以下「法」という）第 3 条に基づき、島根県において、「担い手が利用する農用地の面積の目標」、「農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標」、「農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向」、「農地中間管理事業の実施方法」、「農地中間管理事業を推進するための施策」、「農地中間管理事業に関する普及啓発」、「県、市町村、機構及び関係団体等の連携及び協力」について定めるものである。

## II 基本方針

### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者（以下「担い手」）が利用する農用地の面積の目標

島根県における担い手が利用する農用地の面積目標は、国全体の集積目標「担い手に全農地の 8 割を集積」を達成するため、国が各都道府県に割り当てた集積面積とする。

項 目	現 在 (平成 24 年度)	概ね 10 年後 (平成 35 年度)
耕地面積 (A)	38,000ha	38,000ha
うち担い手が利用する面積 (B)	10,866ha	25,393ha
○認定農業者	1,173 経営体	同左の経営体に加え、共同利用型や農作業受託型の集落営農組織の法人化等を目指す。「5農地中間管理事業を推進するための施策」を参照)
うち個人	917 経営体	
うち法人	256 経営体	
○集落営農	83 組織	
○認定就農者	注2) (286 経営体)	
○その他	48 経営体	
(B) / (A)	29%	67%

注1) 集積の対象となる担い手については、①認定農業者、②特定農業法人、③基本構想基準到達者、④特定農業団体、⑤集落内の営農を一括管理・運営している集落営農とすると「担い手及びその農地利用の実態に関する調査の実施について（平成 26 年 9 月 24 日付け 26 経営第 1650 号農林水産省経営局長通知別紙 2）」により指定されている。なお、表中の「認定農業者」は、①を個人と法人に区分、「集落営農」は、②の認定農業以外の特定農業法人と④、「その他」は、③と⑤との区分をした。

注2) 認定就農者が利用する面積は、平成 24 年度の集積面積 (B) には含まれないが、平成 35 年度の集積面積には含まれる。

## 2 1以外の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

- (1) 農地中間管理機構(以下「機構」という)が貸し付けを行う担い手のデータにより農用地の分散錯圖の状況を把握し、集積・集約化を図ること。
- (2) 地域計画の策定に向けて集積・集約化を図っていく観点から、機構からの借受者の集積状況について地図化を図っていくこと。

## 3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

島根県では、高齢化の進行により農業の担い手が減少している。特に、本県の大半を占める中山間地域では、まとまった農地の確保が難しく、ほ場区画が狭隘など耕作条件が悪く、担い手不在の地域も多く存在する。そのため、島根県では、生産効率の高い個別の経営体の育成だけでなく、集落営農を中心とした担い手の育成が必要であり、農地の維持管理や地域の維持・活性化を図る観点から、徹底した話し合いによる地域計画の策定を進め、集落の中長期的な「めざす姿」の具体化や集落の農地とその担い手の明確化に取り組む。

このような状況を踏まえ、法第2条第3項に規定されている農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向を次のとおりとする。

- (1) 機構を担い手への農用地の集積・集約化を進める中核的な事業体と位置づけ、関係機関との連携を密にして、最大限に活用すること。
- (2) 各市町村において地域計画の策定を進め、農地中間管理事業を、地域計画の区域において重点的に行うものとする。
- (3) 農業委員会による利用状況調査において1号遊休農地(緑区分)と判定されている農用地で、地域計画において「農業を担う者」へ集積・集約化する農用地については、機構が積極的に引き受けて事業を推進すること。  
一方で、再生不能と判定されている荒廃農地など、農用地として利用することが著しく困難なときは、農地中間管理権を取得しないこと。
- (4) また、農用地の改良、造成又は復旧、農業用施設の整備等の業務は、地域において費用負担も含め合意ができた場合に、「農地中間管理機構関連農地整備事業」をはじめとする農業農村整備事業を活用して実施すること。
- (5) 旧農地利用集積円滑化事業からの移行、旧農業経営基盤強化促進法に基づく相対契約については、「地域計画」に沿って集積・集約化が進むよう、関係機関との連携を密にしてできるだけ円滑な移行を推進すること。

### <参考>

#### 【地域計画】

農業経営基盤強化促進法第19条の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。

## 4 農地中間管理事業の実施方法

農地中間管理事業の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 農地中間管理事業は、3(1)のとおり、機構が中核的な事業体として実施するものとするが、次の業務については、機構は市町村に同意を得て委託することを基本とする。また、農用地

利用集積等促進計画(以下「促進計画」という)を定める際には、現場の実情に応じて農業委員会による要請を受け、又は市町村等に対し当該計画の案を作成して提出するよう求めることができる。

○相談窓口、出し手及び受け手との交渉、借受予定農用地の位置・耕作状況・権利関係等の確認、契約締結に係る事務、借受希望者の選定及び交渉、出し手及び借受希望者に対する機構関連事業が行われることがあることの説明、利用条件改善の業務、賃料の收受・支払い、農用地等の管理、その他委託が必要と認められる業務(法 22 条第 1 項に規定する業務を除く。)

- (2) 機構は、(1)の業務について、市町村公社、JA等が当該業務を適切に行うことができると認められる場合には、市町村に代えて、当該市町村公社、JA等に委託することができるものとする。
- (3) (1)(2)のほか、農地中間管理事業の実施方法は、機構が作成し知事の認可を受けた「農地中間管理事業規程」(以下「事業規程」という)において定めるものとする。
- (4) 「事業規程」においては、法第 8 条第 2 項により次の事項を定めるものとする。
  - ① 農地中間管理権を取得し、又は農業経営等の委託を受ける農用地等の基準
  - ② 農地中間管理権の取得、農業経営等の受託の方法
  - ③ 農地中間管理権を有する農用地等の貸付けを行い、又は農業経営等の委託を受けている農用地等について農業経営等の委託を行う方法
  - ④ 法第 2 条第 3 項第 5 号に掲げる業務(農地中間管理権を有する農用地等の改良、造成又は復旧、農業用施設の整備その他当該農用地等の利用条件の改善を図るための業務)
  - ⑤ 相談又は苦情に応ずるための体制に関する事項
  - ⑥ 業務委託の基準
  - ⑦ その他農地中間管理事業の実施方法に関する事項

## 5 農地中間管理事業を推進するための施策

担い手確保が困難な地域や担い手が不在の地域が存在する本県農業において、農地中間管理事業を効果的に推進するためには、集積された農用地を利用することとなる担い手の育成・確保対策が必要不可欠である。

このため、国庫事業や県単独事業を有効に活用し、担い手の育成・確保対策を次のとおり進める。

### (1) 新規自営就農者の確保及び育成

U・Iターン者も含めた新規自営就農者の確保・育成に軸足を置き、自営就農者を安定的に確保するとともに就農後の経営発展に向けた支援を強化すること。

### (2) 認定農業者の育成

地域の中核的な担い手として販売額 1,000 万円以上の経営体に育成すること。

### (3) 集落営農の育成

水田園芸をはじめとする経営の多角化や、組織の法人化、他の集落営農組織等との連携(広域連携)により収益性が高く、安定的に経営を実現できるような経営体に育成すること。

## 6 農地中間管理事業に関する普及啓発

県や市町村等は、早期に機構を活用した仕組みの普及・定着を図るため、次のような手法により効率的な推進を図る。

- (1) 地域計画の策定・見直しプロセスにおいて、地域の関係者に機構の活用方法等について、

周知徹底を図ること。

- (2) 県や各市町村で実施する農業関連の研修や勉強会を活用して、農地中間管理事業による担い手への集積・集約化の機運向上を図ること。

## **7 県、市町村、機構及び関係団体等の連携及び協力**

農地中間管理事業の円滑な実施を図るため、県、機構、JA、県農業会議、市町村（農業委員会含む）、土地改良区などの関係団体で各組織の役割分担を明確化するとともに、密接な連携・協力の下に機構の活用を図る。